

東京都公報

発行

東京都

目次

72

規則

○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…七

訓令

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…七

規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十七号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の」

に改める。

第八条の二中「次の各号のいずれにも該当する」を「一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である」に改め、同条各号を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間）

第十二条 条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第8条関係)

(第1面) 部分休業の請求に係る申出

書 求 請 認 承 業 休 分 部

部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者)		申出対象期間		年度	
殿		所 属		氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
生 年 月 日		年 月 日生			
2 申 出	申出月 日	申出の内容 ①又は②	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更 (第1回目)	変更月 日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情	特約な事項の有無	承認権者
	月 日				
	変更月 日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情	特約な事項の有無	承認権者
4 部分休業中の育児時間	時 分	時から	時 分	まで	
5 備考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
 3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する□には、し印を記入すること。

第1号部分休業の承認の請求
(第2面)

[illegible]

(第4面) 第2号部分休業の承認の請求

[illegible]

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十八号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項中「次条」を「次条第二項」に改める。

第二十七条の三第九項中「第四項」を「第八項」に、「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第五項の規定による変更をした」に改め、同条第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の

内容を変更することができる。

- 6 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

第二十七条の三第一項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十七条の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第二十七条の三第二項の次に次の一項を加える。

- 3 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
別記第六号様式(表中「第27条の3」を「第27条の3第2項」に改める。

子育て部分休暇の請求に係る申出
(第1面)

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 申出	申出 月 日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
	変更 月 日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	承認権者
3 変更 (第1回目)	月 日				
	変更 月 日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	承認権者
	月 日				
4 備考					

- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行う場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する□には、し印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第1号子育て部分休暇の承認の請求

[illegible]

(第4面) 第2号子育て部分休暇の承認の請求

[illegible]

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十七条の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十九号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「任命権者が」を「任命権者は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

訓 令

●東京都訓令第五十号

庁 中 一 般
支 所
事 業
収用委員会事務局
労働委員会事務局
職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都訓令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項中「（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この規程において同じ。）にあっては、三歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次項を除き、以下同じ。）

第二条第五項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第二条に次の三項を加える。

7 第三項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

8 第三項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育

に著しい支障が生じると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

9 第三項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第六条第二項中「部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」を「第二条第八項の規定による変更をした」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

書 求 請 認 承 業 休 分 部

(任命権者)	申出対象期間	年度
殿	所 属	
	氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 申 出	申 出 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②) ※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内
3 変更 (第1回目)	変 更 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②) 変更が必要な事情 特段な事情の有無
	月 日	
	変 更 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②) 変更が必要な事情 特段な事情の有無
4 部分休業中の 意見時間	時 分 から	時 分 まで
5 備考		

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
5 該当する口には、し印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第1号部分休業の承認の請求

[illegible]

(第4面) 第2号部分休業の承認の請求

[illegible]

附 則

- 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条に規定する部分休業の承認の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認を請求する場合における改正後の規程第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。
- 4 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の育児休業等に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するることができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

